

宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき宇部市成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び基本計画の推進に関し必要な事項を調査審議させるため、宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 医療機関
- 二 司法等関係団体
- 三 福祉関係団体
- 四 家族会
- 五 地域団体

(任期)

第3条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、宇部市健康福祉部地域福祉・指導監査課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

別表

宇部市成年後見制度利用促進策定委員

区 分	所 属
医療機関	宇部市医師会
司法等関係団体	山口県弁護士会 山口県司法書士会 山口県行政書士会
福祉関係団体	山口県社会福祉士会 障害者相談支援事業所 地域包括支援センター
家族会	在宅障害児者と家族を支援する会 認知症の人と家族の会山口県支部
地域協力団体	宇部市民生児童委員協議会